

# 橋本市受援計画 概要版 令和8年3月

## 第1章 総論 (p 1~4 参照)

### (1) 計画策定の趣旨・目的

近年の大規模災害において、発災初期より多くの人的支援や物資が送り込まれたが、受入れ体制が十分ではなかったことから大きな混乱が発生した。

本計画では外部からの支援の受入れ『体制』や応援要請・受入れに関する『手続き』、支援を受ける『業務』を明確にすることで、災害時に円滑に支援を受入れ、最大限活用し、災害からの早期復旧を図ることを目的とする。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画の下位計画として受援の詳細を規定するとともに、業務継続計画に定めている非常時優先業務を実施する際に不足する人的・物的資源を確保し実効性を上げるための計画として位置づける。

### (3) 計画の発動基準・対象期間

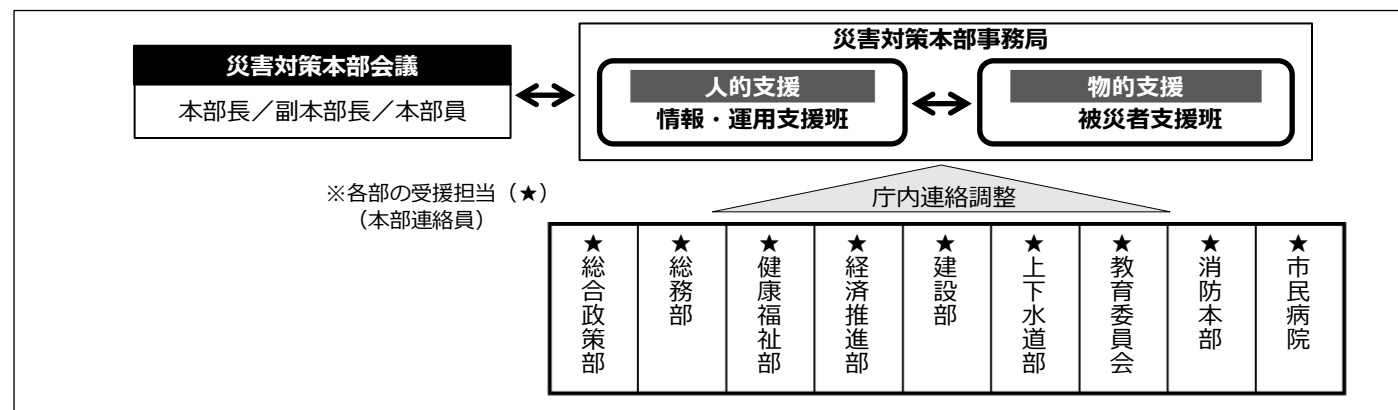
本計画は、地域防災計画や業務継続計画で想定している地震や風水害などの大規模災害により、災害対策本部を設置し全庁的な対応を必要とする事態において、本市独自では十分な業務継続、応急対応が実施できない場合に災害対策本部長（市長）が被害状況に応じて発動する。

本計画の対象期間は、発災後の混乱期から市民生活が一定の落ち着きを取り戻す1か月程度を目安とする。(状況により、それ以降も応援受入れが発生する場合はある)

なお、被害規模が大きく復興の取組に至るまでの対応が長期化する場合の中長期の人的支援については、地方自治法に基づく職員派遣となり、本計画の対象外とする。

## 第2章 受援体制 (p 5~6 参照)

災害対策本部における受援体制は下図のとおりとし、人的支援については『情報・運用支援班』、物的支援については『被災者支援班』が中心となり受援に関する全体把握、庁内・外部調整等を行い、各班に受援担当を設置し、情報・運用支援班及び被災者支援班との連絡調整を行う体制を構築する。



情報・運用支援班の役割 (人的支援)	被災者支援班の役割 (物的支援)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁内全体の受援状況把握・とりまとめ</li> <li>● 庁内調整（ニーズ把握等）</li> <li>● 外部への要請・受入れ調整</li> <li>● 庁内全体の調整会議の開催</li> <li>● 宿泊場所の確保（応援団体自らの確保が難しい場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁内全体の物的支援受入れ状況の把握・とりまとめ</li> <li>● 庁内調整（ニーズ把握等）</li> <li>● 外部への物的支援の要請・受入れ調整</li> <li>● 内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を用いて物資の調達・配分</li> <li>● 庁内全体の調整会議の開催</li> </ul>

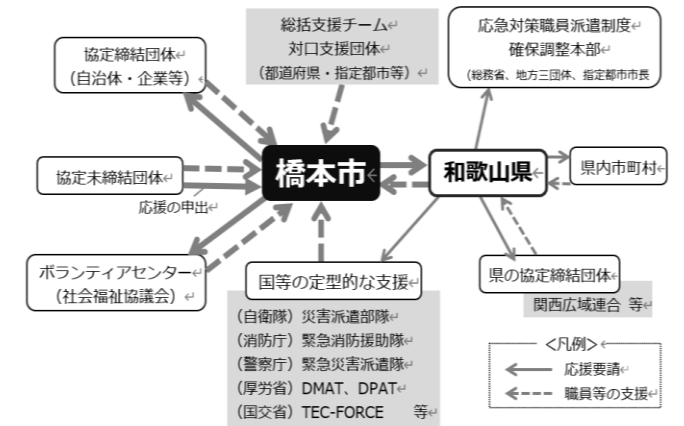
## 第3章 人的支援の受入れ (p 7~28 参照)

### (1) 人的支援の全体像

人的支援は、右図のとおり、和歌山県や協定締結団体、自衛隊、ボランティアなど様々な機関や枠組みにより応援を受けることとなる。

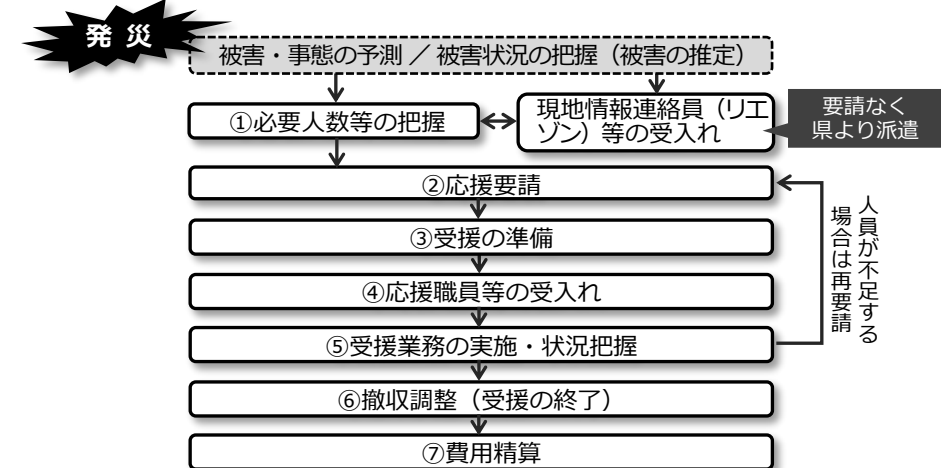
外部機関へ応援要請が必要となる大規模災害時には、協定締結団体等からの支援だけでは十分でないことが予想されるため、県と協定締結団体への応援要請を同時並行で行う。

また、協定等に基づかず自主的に応援の申出がある場合や、応援を要請する前に県等から情報連絡員（リエゾン）が派遣される場合などがある。



### (2) 人的支援受入れの流れ

人的支援の受入れの流れは、概ね下図のとおりである。



### (3) 分野別の受入れ概要

支援の種類や受入時期等に応じて、次の支援受入れを想定する。いずれの場合も、連絡先（要請先）、受入れ場所（執務スペースの他、業務に必要な資機材等の準備を含む）を予め明確にしておく。

支援の種類	受入時期	応援団体等 / 派遣される人材・部隊	
初動時の災害応急対策実施の支援	発災直後	和歌山県	● 現地情報連絡員（リエゾン）
		国土交通省	● TEC-FORCEの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）
人命救助関係の支援	発災直後	総務省等	● 応急対策職員派遣制度による総括支援チーム ● 応急対策職員派遣制度による対口支援団体
		自衛隊	● 災害派遣部隊
		消防庁	● 緊急消防援助隊
個別業務に係る支援	各業務により必要なタイミング（概ね24時間以降）	警察庁	● 警察災害派遣隊
		和歌山県	● 保健医療活動チーム（DMAT、JMAT、DPAT等）
		和歌山県（和歌山県を經由した県内市町村、関西広域連合、応急対策職員派遣制度による対口支援方式の職員派遣等を含む）	
	概ね3日以降	協定締結団体（相互応援自治体、各種協定を締結している団体等）	
		専門ボランティア（医療支援・介護、通訳、応急危険度判定等）	
		一般ボランティア（上記のような専門的知識・技能が不要なもの）	

**(4) 受援業務一覧** (※今後の災害対応の経験や訓練等を通じて、受援業務の追加や見直しを適宜行う。)

最優先で人的応援を受入れて実施すべき業務		優先的に人的応援を受入れて実施すべき業務	
受援業務	業務担当	受援業務	業務担当
①災害マネジメント	対策本部事務局	⑬健康・保健活動(保健医療活動チームの派遣)	健康福祉部 福祉保健班
②避難所運営	教育委員会 教育避難班	⑭要配慮者支援	健康福祉部 福祉保健班
③救援物資集配(市内配送)拠点の運営	経済推進部 商工物資班	⑮し尿処理	総務部 市民生活班
④救援物資の輸送		⑯ため池緊急点検	建設部 応急対策班
⑤被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定	建設部 計画班	⑰被災者生活支援窓口	総務部 財務班
⑥住家被害認定調査	総務部 調査班	⑱ボランティアの受入れ及び災害ボランティアセンター応援	健康福祉部 被災者支援班
⑦り災証明交付		⑲遺体安置所運営及び広域火葬	総務部 市民生活班
⑧道路啓開	建設部 応急対策班	⑳ライフライン情報収集	総合政策部 情報・運用支援班
⑨災害廃棄物処理	総務部 市民生活班	㉑被災相談窓口	健康福祉部 被災者支援班
優先的に人的応援を受入れて実施すべき業務		㉒応急教育等の実施	教育委員会 教育避難班
受援業務	業務担当		
⑩給水支援(体制の確立・維持)	上下水道部 水道班		
⑪上水道応急復旧			
⑫下水道応急復旧	上下水道部 下水道班		

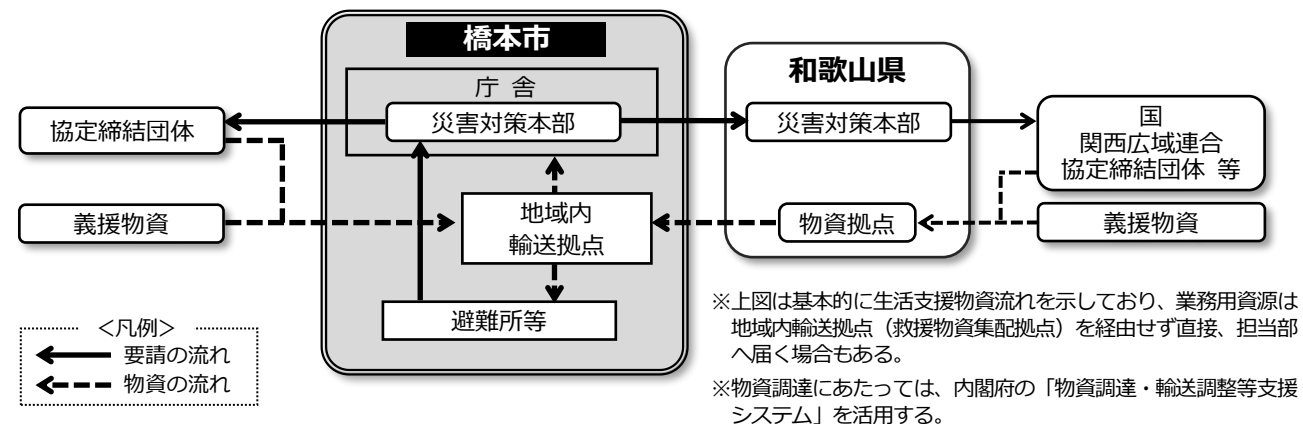
**第4章 物的支援の受入れ (p29~44 参照)**

**(1) 物的支援の全体像**

物的支援も人的支援と同様に和歌山県や協定締結機関等へ応援を要請し、物資の受入れを行う。

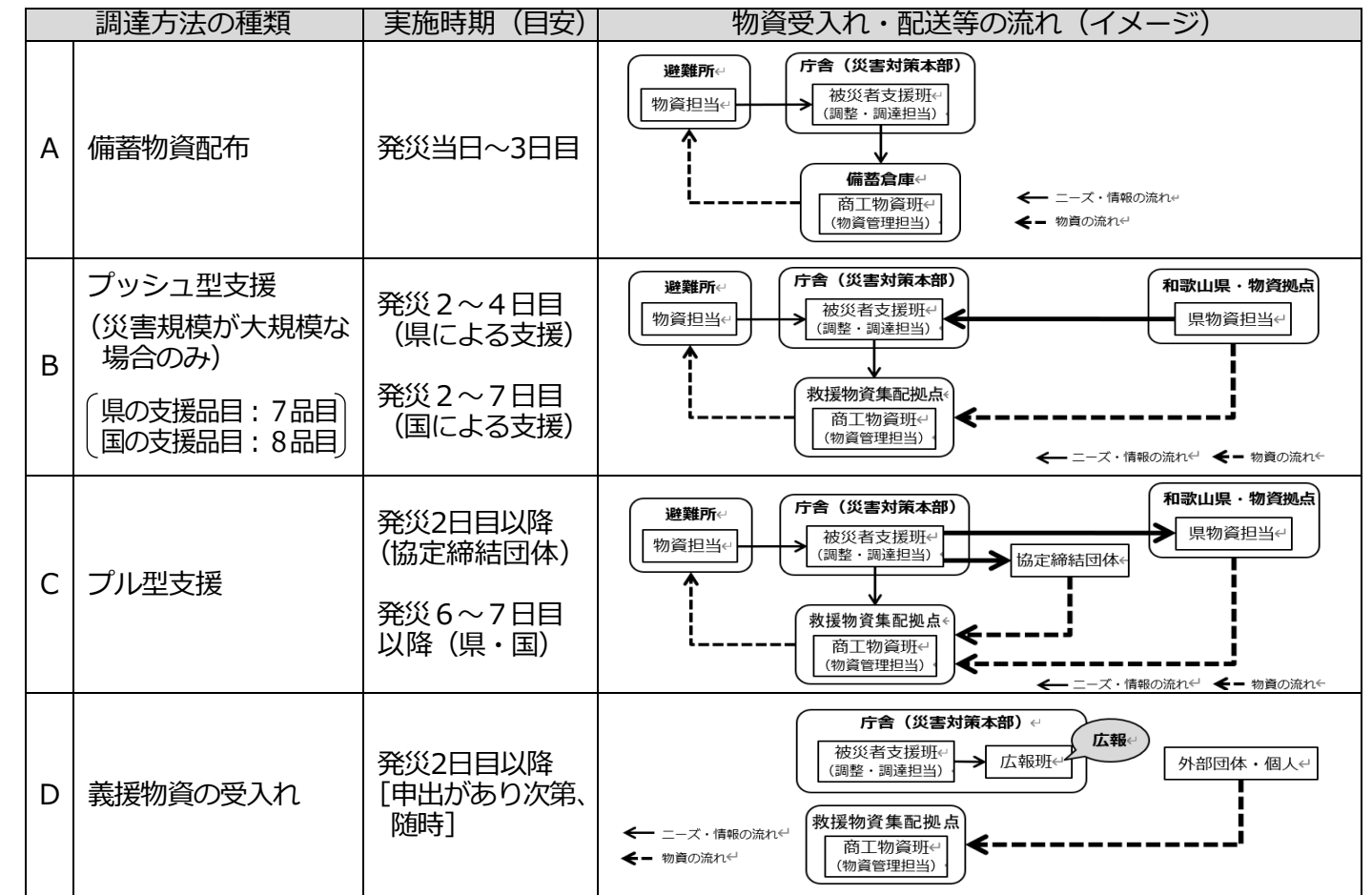
種類	定義	要請担当
生活支援物資	食料や飲料、生活必需品等で被災者に配布する物資	被災者支援班
業務用資源	車両や衛星電話、燃料、資機材等で業務において使用する資源	財務班
	全庁的に使用する資源 各業務で必要となる資源*	各担当部

※人的支援と併せて要請し、応援職員等に持参してもらう資源を含む。



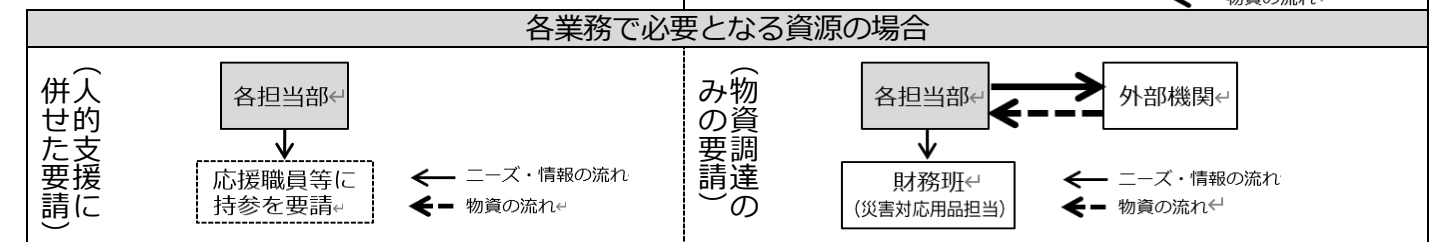
**(2) 生活支援物資の調達方法**

避難所の食料や飲料、生活必需品等の物資調達は、被災者支援班を中心に行う(A~Cの調達方法を想定)。さらに、事業者・個人等からの申出による義援物資の受入れ(D)も想定する。



**(3) 業務用資源の調達方法**

業務で利用する車両や衛星電話、燃料、資機材等、全庁的に使用する資源については財務班が中心となり要請・調達等を行い、業務ごとに必要となる資源については各担当班にて調達することとする。



**第5章 受援力の向上 (p45~47 参照)**

本計画は、受援力の向上を図るため、教育・訓練や計画の検証・実行等を通じて、課題の検討を行い、「計画(PLAN)」「実行(DO)」「評価(CHECK)」「改善(ACT)」の4段階のサイクル(PDCAサイクル)によるスパイラルアップに努め、継続的に改善していく。

なお、PDCAサイクルの実施においては、①受援業務シートの管理・更新、②防災協定の実効性の確保、③訓練・研修等の実施、の各取り組みを実施する。